

私立学校へ進まれる方へ

愛知県では、私立高等学校及び私立専修学校高等課程で学ぶ生徒の皆さんのために、授業料を負担される方の収入状況等に応じて、さまざまな奨学制度を設け、経済的負担を軽くして就学を容易にすることに努めています。

来春、中学校を卒業される方の参考としていただくため、これらの奨学制度の内容を紹介します。

なお、ここに掲げる内容は、平成23年度の新入生のものであり、平成24年度には改正されるものもありますので、あらかじめ、ご承知おきください。

主な奨学制度

高等学校	入学納付金の補助	(高等課程) 専修学校
	修学資金の貸付	
	授業料の補助 (国の就学支援金を含む)	
	奨学資金の貸付	
	入学納付金の貸付	

高等学校（全日制・定時制）生徒に

○**入学納付金の補助** 入学納付金の一部が補助されます。（定時制生徒は除きます。）

○**授業料の補助** 授業料の一部が補助されます。（定時制勤労生徒は除きます。）

区分	所得基準	入学納付金補助額	授業料軽減月額	
				左のうち国の 就学支援金額
甲Ⅰ	生活保護世帯又は市町村民税所得割額が非課税の世帯	100,000円	32,600円	19,800円
甲Ⅱ	市町村民税の所得割額が18,900円未満の世帯			14,850円
乙Ⅰ	市町村民税の所得割額が136,500円未満の世帯	65,000円	19,100円	9,900円
乙Ⅱ	市町村民税の所得割額が244,500円未満の世帯	48,000円	14,200円	
その他	市町村民税の所得割額が244,500円以上の世帯	—	9,900円	

※4月に、入学された高校へお申し込みください。

○**奨学資金の貸付** 経済的理由により修学が困難な方に無利息で貸し付けられます。

（※通信制生徒も対象になりますが、裏面の修学資金との重複貸与はできません。）

【資格・貸付額】

世帯収入が生活保護基準の2倍を超え、2.5倍以下の世帯（通信制課程は除きます。） ……月額 11,000円

※6月に、入学された高校へお申し込みください。

世帯収入が生活保護基準の2倍以下の世帯 ……月額 30,000円（自宅通学の場合）

※6月に、入学された高校へお申し込みください。詳細については愛知県教育委員会にお問い合わせください。

【返還方法】 奨学資金の貸付期間終了後から、分割により一定の期間内で返還

（注意） 愛知県が実施する制度は、原則として生徒及び保護者が県内に居住していることが必要です。

高等学校（全日制・定時制）生徒に

○**入学納付金の貸付** 4月に新しく入学される方に、入学資金として無利息で貸し付けられます。

【資格・貸付額】 市町村民税の所得割額が299,600円未満の世帯……10万円以内

【返還方法】 入学した翌年から、修学年限の2倍の期間、毎年3月に均等に返還

※入学する予定の高校へお申し込みください。

○授業料減免支援特別事業費補助

【資格・貸付額】

年度途中での失職・倒産により、保護者の所得が一定の条件に該当するとき

……月額32,600円～14,200円(所得基準、軽減月額は表面の授業料補助の基準と同じです。)

高等学校（定時制・通信制）勤労生徒に

○**修学資金の貸与** 勤労学生で経済的理由により修学が困難な方に無利息で貸し付けられます。

【資格・貸付額】 本人の年間の所得額が279万円以下の方

定時制……月額29,000円、通信制……月額14,000円

【返還方法】 修学資金の貸付期間終了後から、分割により一定の期間内で返還 ※ただし、卒業されたときは返還を免除

※6月に、入学された高校へお申し込みください。

専修学校高等課程生徒に

○**入学納付金の貸付** 4月に新しく入学される方に、入学資金として無利息で貸し付けられます。

【資格・貸付額】 市町村民税の所得割額が299,600円未満の世帯……5万円以内

【返還方法】 入学した翌年から、修学年限の2倍の期間、毎年3月に均等に返還

※入学する予定の専修学校へお申し込みください。

○**授業料の補助** 授業料の一部が補助されます。(所得基準は表面の高校の基準と同じです。)

区分	授業料軽減月額	
		左のうち国の就学支援金額
甲Ⅰ	30,100円	19,800円
甲Ⅱ	30,100円	14,850円
乙Ⅰ	17,000円	9,900円
乙Ⅱ	12,100円	
その他	9,900円	

※4月に、入学された専修学校へお申し込みください。

○**奨学資金の貸付** 経済的理由により修学が困難な方に無利息で貸し付けられます。

【資格・貸付額】 世帯収入が生活保護基準の2倍以下の世帯……月額30,000円(自宅通学の場合)

【返還方法】 奨学資金の貸付期間終了後から、分割により一定の期間内で返還

※6月に、入学された専修学校へお申し込みください。詳細については愛知県教育委員会にお問い合わせください。

お問い合わせ窓口

愛知県県民生活部 学事振興課 私学振興室 助成グループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号 電話 052-954-6187(ダイヤル)

ホームページ <http://www.pref.aichi.jp/gakuji/shigaku/index.html>

愛知県私学振興事業財団

電話 052-951-5691 ホームページ <http://www10.ocn.ne.jp/~sigaku/>

※愛知県教育委員会の制度(月額30,000円の奨学金の貸付)については、高等学校教育課 奨学グループへお問い合わせください。電話 052-954-6785(ダイヤル)